

広島県選挙管理委員会告示第四十三号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第二号の規定により、個人演説会を開催することができるとして指定している次の施設の指定を取り消した旨、庄原市選挙管理委員会及び世羅町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十年七月三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	取消年月日
庄原市隣保館	庄原市西本町四丁目五番七号	平成一七年三月三〇日
大久保集会所	庄原市大久保町九三七番地の三	平成一七年三月三〇日
発展集会所	庄原市峰田町八六五番地の九	平成一七年三月三〇日
日向集会所	庄原市高茂町五二六番地の三	平成一七年三月三〇日
茶屋集会所	庄原市川北町五二四番地の一	平成一七年三月三〇日
掛田集会所	庄原市掛田町七七番地の一	平成一七年三月三〇日
貝の平集会所	庄原市濁川町九二番地	平成一七年三月三〇日
貝六集会所	庄原市高町一四二九番地の一	平成一七年三月三〇日
甲平集会所	庄原市尾引町四七四番地の三	平成一七年三月三〇日
川手集会所	庄原市川手町七三番地の一	平成一七年三月三〇日
別作集会所	庄原市濁川町七六四番地の三	平成一七年三月三〇日
笹渕集会所	庄原市門田町七四九番地の四	平成一七年三月三〇日

中川西生活改善センター	庄原市川西町六七二番地	平成一七年三月三〇日
峰田老人集会所	庄原市春田町一二四四番地の三	平成一七年三月三〇日
富田生活改善センター	庄原市川北町二三〇〇番地	平成一七年三月三〇日
上原老人集会所	庄原市上原町字大深四二二番地	平成一七年三月三〇日
高駅前集会所	庄原市高町九〇九番地の三	平成一七年三月三〇日
須川老人集会所	庄原市川北町三〇二〇番地の三	平成一七年三月三〇日
矢の原老人集会所	庄原市川北町字矢の原一二四八番地の二	平成一七年三月三〇日
庄原田園文化センター	庄原市西本町二丁目二〇番一〇号	平成一七年三月三〇日
庄原市人権センター	庄原市西本町四丁目五番二六号	平成一七年三月三〇日
西城町立隣保館	比婆郡西城町大字栗二五九番地の一	平成一七年三月三〇日
西城町山村開発センター	比婆郡西城町大字大佐字三野原七三四番地	平成一七年三月三〇日
古頃老人集会所	比婆郡比和町大字古頃五八七番地の三	平成一七年三月三〇日
森脇老人集会所	比婆郡比和町大字森脇一一六八番地の一	平成一七年三月三〇日
三河内老人集会所	比婆郡比和町大字三河内一五一二番地の三	平成一七年三月三〇日
世羅西町産業会館	世羅郡世羅西町大字小国四五一一七番地の二	平成二〇年四月一日